

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/11/4号 (No. 605)

=====

【第十五回日中意匠制度シンポジウム開催のお知らせ】

ジェトロ北京事務所と中華全国専利代理師協会の共催による「第十五回日中意匠制度シンポジウム」の開催について、リマインドさせていただきます。

まだお申し込みされていない方がいらっしゃいましたら、お早めにお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/20241114>

(日系企業・日本の弁護士・弁理士事務所などからの申し込み専用)

◆お問い合わせ先

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

担当：太田、鹿兒島、趙、崔

電話：+86-10-6528-2781

E-mail：pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【中国 IPG 人材育成セミナー（中国語/日本語逐日通訳）開催のお知らせ】

2024年度第2回目の人材育成セミナー（中国語/日本語逐次通訳）「中国の馳名商標制度及び実務 - 企業ブランド保護の旗艦」の開催について、リマインドさせていただきます。

まだお申し込みされていない方がいらっしゃいましたら、お早めにお申込みください。

登録フォーム

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/20241119>

◆お問い合わせ先：

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

担当：太田、鹿兒島、馮、崔

電話：+86-10-6528-2781

E-mail：PCB-IP@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 中国、商標権侵害事件の違法経営額算出基準を発表(中国政府網 2024年10月30日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知財強国建設合同会議弁公室が「知的財産権強国建設発展報告書」を発表(国家知識産権網 2024年10月30日)
2. 国家知識産権局、商標抹消手続きの指針を公表＝未使用商標の自主的抹消を促進(国家知識産権網 2024年10月29日)
3. 商標使用許諾の届出手続き明確化へ＝国家知識産権局が指針を公表(国家知識産権網 2024年10月29日)
4. 知的財産権強国建設における第3弾の典型的事例が発表(中国知識産権资讯网 2024年10月26日)
5. 中国・EU、知的財産権分野で協力深化へ＝北京で第27回会議開催(商務部公式サイト 2024年10月25日)
6. 中国とニュージーランドが PPH 試行プログラムを11月1日より開始(国家知識産権網 2024年10月25日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 上海知識産権局が外資系企業向け知財保護政策説明会を開催(上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年10月30日)

【華南地域】

2. 深センで「信用グレーターバイエリア」共同建設枠組み協定が締結(国家市場監督総局公式サイト 2024年10月26日)

【その他地域】

3. 四川省、AI産業の知的財産保護に向け指針を発表＝技術革新と産業発展を支援(四川省市場監督管理局公式サイト 2024年10月25日)

○ 司法関連の動き

1. 知的財産権に関する悪意・虚偽訴訟の摘発を強化 全国檢察機関で特別監督を実施(最高人民檢察院公式サイト 2024年10月30日)
2. 浙江省高院の「著作権 AI 審査」システム、知財強国プロジェクトに選定(最高人民法院公式サイト 2024年10月29日)
3. 長江デルタ 4 地裁、クラスター型産業の知的財産保護で協力体制を強化(中国保護知識産権網 2024年10月25日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 今年 1～9 月、全国の税関で 4812 万点の権利侵害被疑貨物を差し押さえる(海関総署公式サイト 2024年10月28日)

【華南地域】

2. 広州交易会で知的財産権保護を強化 広東省市場監督管理局が専門チームを派遣(中国保護知識財産権網 2024年10月28日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 青海省、リチウム電池回収・特有生物産業の専利ナビゲーション成果を発表(国家知識財産権網 2024年10月23日)

○ 統計関連

1. 西部地域の有効特許数が49.3万件に達し、前年同期比16.7%増(中国政府網 2024年10月31日)

2. 中国の2023年イノベーション指数、前年比6.0%増(中国政府網 2024年10月25日)

○ その他知財関連

1. 8カ国の中国駐在知的財産担当官が浙江省を訪問 知財保護で交流(浙江省政府公式サイト 2024年10月31日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 中国、商標権侵害事件の違法経営額算出基準を発表★★★

中国国家知識財産局（CNIPA）と国家市場監督管理総局（SAMR）は10月30日、「商標侵害事件における違法営業額算定方法」を共同で発表した。

この「算定方法」は、商標侵害案件における違法営業額の算出に関する長年の経験と実践を整理し、全19条にわたり具体的な規定を設けている。

内容には、違法経営額の定義、算定の一般基準、複雑な侵害状況における算定基準、実際の違法経営額が確認できない場合の処理方法、違法経営額に含めない特殊な事例、そして案件を他の部門に移送する際の算定方法などが含まれている。これにより、商標執行機関が違法経営額を算出する際の統一的なガイドラインが提供され、透明性と予見性の高い知的財産保護環境の構築が図られる。

今後、CNIPA と SAMR は、「商標侵害事件における違法営業額の算定方法」の普及と解説を推進し、算定基準の運用を進めることで、統一された執行基準の確立と知的財産保護水準のさらなる向上に取り組むとしている。

(出典：中国政府網 2024年10月30日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202410/content_6983836.htm

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知財強国建設合同会議弁公室が「知的財産権強国建設発展報告書」を発表★★★

国の知的財産権強国建設に関する活動計画と「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」と「十四五国家知的財産権保護と運用計画」を徹底するため、国家知的財産権強国建設活動に関する部門間合同会議弁公室は関係機関と協力し、「知的財産権強国建設発展報告書（2024年）」を作成し、発表した。

報告書は、中国の知的財産権強国建設の発展目標について全体的な進捗状況と成果を総括し、国家および地方の2つのレベルから知的財産強国建設の発展状況を評価し、直面する課題を分析するとともに、今後の発展を展望している。報告書によると、2024年の知的財産強国建設指数は125.5ポイントと前年から4.5ポイントの増加を示し、着実に向上している。

(出典：国家知識産権網 2024年10月30日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2024/10/30/art_53_195745.html

★★★2. 国家知識産権局、商標抹消手続きの指針を公表＝未使用商標の自主的抹消を促進★★★

10月29日、中国国家知識産権局（CNIPA）は公式ウェブサイトにおいて「商標抹消手続きに関する指針」を公表し、商標登録者が未使用の商標を自主的に抹消できる制度の整備に乗り出した。

この指針では、商標登録者が自身の登録商標に使用義務を負うことを明確にし、使用予定がない商標を自主的に抹消することで商標資源を解放し、市場活力を促進する重要性を強調している。

また、指針では「商標抹消」の定義や適用範囲が具体的に示され、抹消を行うための要件や具体的な手続きも詳細に説明されている。特に、抹消を希望する場合に必要な書類や提出方法、手続きの流れが明確化されており、商標登録者が適切かつ迅速に対応できる体制が整えられている。

(出典：国家知識産権網 2024年10月29日)

https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=195762&colID=66

★★★3. 商標使用許諾の届出手続き明確化へ＝国家知識産権局が指針を公表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど「商標使用許諾の届出手続きに関する指針」を作成し、公式ウェブサイトで公表した。本指針は、商標の使用許諾に関する法的手続きや規定を明確化し、関係する事業者の参考として提供されている。

指針ではまず、商標使用許諾の定義、種類について解説し、商標使用許諾を商標局に登録のために届出することの意義や必要性、基本要件、手続きの流れ、さらに申請時の注意点が詳述されている。この指針は、事業者が商標使用許諾の手続きや関連する法規を理解し、適切に届出を行う際の具体的な指針として役立てられることを目的としている。

国家知識産権局によると、指針の策定は商標使用許諾の効果を明確にすることで市場の活力を促進し、不適切な商標使用許諾による混乱や権利紛争の発生を未然に防ぐ狙いがあるという。また、正確な手続きを踏むことで、商標使用に関する権利の透明性が高まり、事業者間の健全な競争環境が整うことが期待されている。

今後、国家知識産権局は引き続き、商標に関する規範化を強化し、市場の秩序ある発展を支える体制整備を進める方針である。

(出典：国家知識産権網 2024年10月29日)

https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=195761&colID=66

★★★4. 知的財産権強国建設における第3弾の典型的事例が発表★★★

国家知識産権局（CNIPA）の知的財産権強国建設活動に関する部門間合同会議弁公室が知財強国建設に関する第3弾の典型的事例を発表した。中国科学院マイクロエレクトロニクス研究所の「高品質な特許創造による高水準の成果転化」や、北京、天津、河北の検察院が知財犯罪を取り締まるために導入した地域横断的なメカニズム、浙江省における公開実施制度刷新プログラムなど、合計30件の事例が選ばれた。

各地域の知財強国建設を推進するための成功例、革新の取り組みが示されたこれらの典型的事例は、特許や商標、著作権、地理的表示、植物新品種、営業秘密など、多様な知的財産権を網羅し、知的財産権の創造・運用・保護・管理・サービスといった全チェーンに関わる内容であり、非常に革新性が高く、他の地域への展開や推進に参考となる価値があるとされている。

合同会議弁公室は今後、典型的事例が模範としての牽引役を果たせるよう、その普及と推進に注力する方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年10月26日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140809

★★★5. 中国・EU、知的財産権分野で協力深化へ＝北京で第27回会議開催★★★

2024年10月17日から18日にかけて、中国・欧州連合（EU）知的財産権（IP）ワーキンググループの第27回会議が北京で開催された。中国からは、商務部や全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、税関総署、市場監督管理総局、国家版權局、国家薬監局といった関係機関の代表が参加した。一方、EU側からは欧州委員会通商総局、研究・イノベーション総局、駐中国EU代表部の代表らが出席した。

会議では、双方の知的財産権に関する最新の立法、法執行、司法の進展が共有されたほか、経済・貿易に関連する重要な知的財産権の課題について意見交換が行われた。さらに、会議期間中に政府と産業界による円卓会議が催され、先声薬業集団や中国自動車技術研究センター、華為技術有限公司（Huawei）といった中国企業に加え、フランス製造業連盟、欧州製薬工業協会連合、EU知的財産権中小企業支援局などの欧州産業界の代表も参加し、貿易・投資における具体的な知的財産権の課題について協議した。

双方は、ワーキンググループの活動が交流促進、懸念解消、協力深化に貢献していることを高く評価し、今後もこのプラットフォームを活用し、相互理解をさらに深め、互恵的な協力の拡大を図る意向を示した。これにより、中欧の経済・貿易関係の発展に一層寄与することが期待される。

(出典：商務部公式サイト 2024年10月25日)

https://tfs.mofcom.gov.cn/gzdt/art/2024/art_fc073b7f2d5c438491eb6ae47fe51cb9.html

★★★6. 中国とニュージーランドが PPH 試行プログラムを 11 月 1 日より開始★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）とニュージーランド知的財産庁（IPONZ）は、特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを 11 月 1 日に開始することで合意した。試行期間は 2 年間で、2026 年 10 月 31 日まで実施される。

中国・ニュージーランド PPH 試行プログラム開始後、双方の出願人は、PPH 試行プログラムに基づく手続きを経て、CNIPA または IPONZ に対して PPH 申請を行うことができる。

PPH とは、異なる国や地域間で特許権をより簡便かつ早期に取得できるよう、特許審査機関間で先行技術調査や審査結果の共有を活用し、審査を効率化する仕組みである。CNIPA は 2011 年 11 月に初めて PPH 試行プログラムを導入し、これまでに 33 の国や地域の特許審査機関と PPH 協力関係を築いている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 10 月 25 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/10/25/art_53_195658.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 上海知識産権局が外資系企業向け知財保護政策説明会を開催★★★

外資系企業が上海の知的財産権保護に関する政策をより深く理解し、一流のビジネス環境を構築するために、最近、上海市知識産権局は上海市外商投資協会と共同で「特許申請と保護実務」政策説明会を開催した。

同局の担当者は、特許侵害紛争に関する行政裁定の概況およびその利点、行政裁定の受理および処理メカニズム、司法との連携や共同保護に関する状況を説明し、企業が関心を持つ問題に答えた。

市知的財産権保護センターの予備審査部門の担当者は、典型的な事例を通じて特許の予備審査登録、出願および審査の流れについて説明し、最新の予備審査サービス分類番号の調整について重点的に紹介した。

市知識産権局・保護処、市知的財産権保護センターの関係責任者、市外商投資協会・検疫保護部の責任者と、約 20 社の外資系企業の知的財産担当者が会議に参加した。

(出典：上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 10 月 30 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/s_xw_UGIYzZDoDMaoBkQ3g

【華南地域】

★★★2. 深センで「信用グレーターベイエリア」共同建設枠組み協定が締結★★★

10 月 26 日、国家市場監督管理総局の指導の下、「信用グレーターベイエリア」共同建設枠組み協定の調印式が広東省深センで行われ、広東、広西、深セン、珠海の市場監督管理部門の責任者が枠組み協定に署名した。また、北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、浙江、安徽、重慶、成都の市場監

督管理部門および香港特別行政区消費者委員会の責任者が調印式に出席した。

「信用グレーターベイエリア」プログラムは、粵港澳グレーターベイエリア建設という国家戦略を支援するために、市場監督管理部門が講じた重要な取り組みであり、経済や社会の発展における「ソフト連携」を実現させる上で重要な現実的意義を持つとされている。

調印式では、グレーターベイエリアにおける各市場監督管理部門に対して、同プログラムが掲げた各目標の達成に向けて、信用データの収集・共有・活用や、信用監視管理制度の改革事業の共同推進、信用制度の相互承認・統一の推進などに注力するよう要請した。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2024年10月26日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_267c747cac924c86b203bb3c8b73b0ba.html

【その他地域】

★★★3. 四川省、AI産業の知的財産保護に向け指針を発表＝技術革新と産業発展を支援★★★

四川省市場監督管理局はこのほど、「四川省人工知能知的財産指針」を発表した。この指針は、人工知能（AI）産業における知的財産の創出、保護、活用に関わるさまざまな課題に対応し、急速に発展する技術環境の中で革新を担う企業が効果的に知的財産を管理・保護できるよう支援することを目的としている。

AIは新興産業として、発明者の当事者適格、データの知的財産権保護、アルゴリズムの特許化、生成物の著作権保護など、従来の法制度では解決が難しい一連の課題に直面している。こうした問題が未解決のままであれば、産業全体の持続可能な発展が阻害される恐れがある。今回の指針は、「管理メカニズムの整備」「知的財産の最適配置」「知的財産保護と紛争対応の強化」「知的財産の活用促進」という四つの方針を柱としており、AI企業の知的財産保護を制度面で支援する内容となっている。

四川省は今後、革新を促進する良好なエコシステムの構築に注力し、企業が激化する市場競争の中で競争力を高めるための支援を行う方針である。

(出典：四川省市場監督管理局公式サイト 2024年10月25日)

<http://scjgj.sc.gov.cn/scjgj/c104492/2024/10/25/52cf355248c94a618c84faea121575be.shtml>

○ 司法関連の動き

★★★1. 知的財産権に関する悪意・虚偽訴訟の摘発を強化 全国検察機関で特別監督を実施★★★

最高人民検察院は2022年7月から全国の検察機関で、知的財産権の悪意訴訟と虚偽訴訟を取り締まる特別監督を開始した。今年9月までに8142件の知的財産民事事件について法律監督を実施し、そのうち犯罪の疑いがある175件を移送した。

これらの悪意訴訟と虚偽訴訟には、他人の知名度ある企業名や商標を直接登録するなど、悪意的な登録・買い貯めを行った後、それを根拠に訴訟を提起し「権利保護」を主張する事例や、競争相手の発展を妨げて競争優位を得るために、合法的な知的財産権を持っていないもしくは権利状態に問題があると知りながら、故意に知的財産権の帰属訴訟や侵害訴訟を起こし、他者を訴訟に巻き込ませる事

例が多かったという。

検察機関は、企業や個人が知的財産権を合法に使用・保護し、他者の権利を濫用せず不正な訴訟行為を避けるよう呼びかけている。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2024年10月30日)

https://www.spp.gov.cn/zdgz/202410/t20241030_670415.shtml

★★★2. 浙江省高院の「著作権 AI 審査」システム、知財強国プロジェクトに選定★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）内に設置されている知的財産強国建設活動に関する部門間合同会議弁公室はこのほど、「知的財産強国建設」に関する第三弾の典型的事例を発表した。今回の事例には、浙江省高級人民法院が開発を主導した「著作権 AI 審査」デジタル応用システムが選ばれた。

「著作権 AI 審査」は、浙江高院の民事第三庭の指導のもと、紹興市柯橋区人民法院が開発した著作権訴訟対応のデジタル応用プロジェクトである。同システムは、著作権紛争において図案の独創性や創作性、侵害の有無を判断する際の課題に対応するため、「画像検索」技術を活用し、浙江省版權局とアリババ知的財産保護センターに登録された 8 億以上の図案をデータベースに収録している。システムは「図案の重複確認」「創作性の参照」「類似性の比較」の 3 つの主要機能を提供している。

2021 年 4 月の稼働開始から今年 8 月末までに、「著作権 AI 審査」システムは合計 6417 件の重複画像チェック申請（うち 2183 件は他省の裁判所からの依頼）を受理し、6326 件のチェック結果を提供し、重複確認率は 60.95%に達している。

「著作権 AI 審査」は、司法裁判とデジタル技術を統合し、デジタル手段を通じて司法能力の現代化を推進する重要な成果であり、権利濫用や虚偽訴訟を抑制する有効な手段となっている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2024年10月29日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/446161.html>

★★★3. 長江デルタ 4 地裁、クラスター型産業の知的財産保護で協力体制を強化★★★

安徽省亳州市中級人民法院（地方裁判所）、上海市奉賢区人民法院、江蘇省南通通州湾江海連動開発示範区人民法院、浙江省紹興市柯橋区人民法院はこのほど、「長江デルタ地域クラスター型産業の地域横断型知的財産協同保護メカニズム」を共同で締結した。

この協同保護メカニズムは、上海奉賢区の化粧品産業、南通市の家庭用繊維産業、紹興市の織物産業、亳州市の漢方薬材産業といった主要クラスター型産業における知的財産の保護を強化することを目的としている。これにより、各地域の裁判所が連携し、迅速な立件や調査、紛争の多様な解決策の提供、統一的な法適用と迅速な執行体制の構築を目指す。また、知的財産権の協調的な保護体制の整備を通じて、産業の持続的な発展を支える基盤を構築する。

このメカニズムの下で 4 つの裁判所は、2024 年以降、年ごとに召集役を交替で担当し、関連会議を主催する予定である。また、知的財産権の迅速な保護を図る「知財快速維権センター」や、専門市場での紛争解決を行う「調停室」も参加し、四地域の裁判所とこれらの機関が定期的に協力して対応に当たる。これにより、長江デルタ地域全体でのビジネス環境の向上が期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年10月25日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202410/1988735.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 今年1～9月、全国の税関で4812万点の権利侵害被疑貨物を差し押さえる★★★

今年1～9月、全国の税関で差し押さえた権利侵害被疑貨物は2.2万ロット、計4812万点に上る。また、税関総署は知的財産権の税関保護に関する登録を1.51万件認可した。税関総署が発表した速報値でわかった。

税関総署によると、全国の税関では現在、知的財産権保護のための特別取締活動「龍騰2024」、郵送ルートにおける知的財産権保護の「藍網行動2024」、輸出貨物に対する知的財産権保護の「浄網行動2024」を実施し、侵害行為への取り締まりを強化し、知的財産権保護の効率をさらに高めるよう取り組んでいる。

(出典：海関総署公式サイト 2024年10月28日)

<http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302425/6174258/index.html>

【華南地域】

★★★2. 広州交易会で知的財産権保護を強化 広東省市場監督管理局が専門チームを派遣★★★

中国最大規模の展示商談会、第136回中国輸出入商品交易会（広州交易会）が10月15日に広東省広州市で開幕した。広東省市場監督管理局（知識産権局）によれば、同局は各展示エリアに知的財産保護の専門チームを派遣し、知的財産権に関する紛争の迅速な対応サービスを提供している。16日午後までに、計76件の知的財産権紛争が迅速に解決されたという。

同局は、広州交易会における知的財産権保護の強化と、イノベーションを尊重する公正で誠実な取引環境の構築を目指し、総勢173名の職員を派遣し、各展示エリアで知的財産保護活動を行っている。

また、広東省商務庁と連携して省内から参加する5700社以上の企業リストを入手し、企業に対して知的財産関連法の普及啓蒙活動を実施し、知財保護意識の向上を図っている。

さらに、広東省の出展企業向けに知財保護能力を高めるためのセミナーも開催され、延べ5300名以上がオンラインで視聴した。また、セミナー会場には65名の企業代表が参加し、実務に役立つ知識を深めた。

(出典：中国保護知識産権網 2024年10月28日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202410/1988781.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 青海省、リチウム電池回収・特有生物産業の専利ナビゲーション成果を発表★★★

青海省知識産権局はこのほど、「リチウム電池回収産業」および「青海省特有生物産業（クコ、シ

ーバックゾーン、シダ)」に関する專利ナビゲーション（專利導航）プロジェクトの成果を発表した。

「リチウム電池回収産業專利導航」では、世界および中国国内におけるリチウム電池回収分野の特許出願動向やコア技術のブレークスルー、主要な特許権者の分布状況が分析された。また、リチウム電池回収の基本概念や定義、産業の発展背景、現状に加え、青海省における特許保有状況も詳細に解説されている。

さらに、「青海省特有生物産業ナビゲーション」では、青海省の特産であるクコ、シーバックゾーン、シダに関する国内外の特許出願動向が精査された。これにより、これらの分野における発展傾向、特許出願の推移、地域分布の特徴、主要な出願人のランキングといったコアデータが分析され、産業の将来の発展に向けた特許戦略も提案されている。

(出典：国家知識産権網 2024年10月23日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/10/23/art_57_195593.html

○ 統計関連

★★★1. 西部地域の有効特許数が 49.3 万件に達し、前年同期比 16.7%増★★★

10月30日に開催された国家知識産権局（CNIPA）の定例記者会見で、同局の衡付広報道官は、今年9月末時点で中国西部地域における有効特許の総数が49.3万件に達し、前年同期比で16.7%増加したと発表した。また、有効登録商標数は661.3万件で10.5%増加、地理的表示による生産高は4298億元に上っている。知的財産権が新時代の西部大開発を積極的に後押ししていることがうかがえる。

近年、西部地域では、特許、商標、地理的表示、著作権など多様な知的財産の総合的な効果を活用し、特色ある産業の育成を通じて農村振興を推進し、国際協力を深めている。衡報道官によると、9月末までに西部地域で地理的表示製品931件が認定され、地理的表示の集団商標や証明商標は合計2389件が登録され、それぞれ全国の38.8%と33.3%を占めている。

(出典：中国政府網 2024年10月31日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202410/content_6983970.htm

★★★2. 中国の2023年イノベーション指数、前年比6.0%増★★★

国家統計局が25日に発表したデータによれば、2023年の中国イノベーション指数は165.3（基準年2015年=100）となり、前年比6.0%の上昇を記録した。これにより、中国におけるイノベーションの発展は堅調な上昇傾向を続けていることが確認された。

分野別では、イノベーション環境指数が前年から10.4%増の177.1、イノベーション投資指数が5.5%増の155.0、イノベーション創出指数が6.5%増の199.7、イノベーション成果指数が0.4%増の129.4となり、それぞれの分野で成長が見られる。

特に、イノベーション投資分野では、2023年の中国における研究開発（R&D）費が3兆3357億1000万元（1元は約21.6円）に達し、前年から8.4%増加した。総額は世界で2位の規模を維持している。また、R&D費の国内総生産（GDP）に対する割合である「R&D費投入強度」は2.65%と、前年より0.09ポイント上昇し、OECD諸国の平均である2.73%との差がさらに縮小している。

さらに、イノベーション創出の分野においては、2023 年末時点で国内の有効特許件数が初めて 400 万件を超え、401 万 5000 件に達した。これは前年より 22.4%の増加に相当する。また、高価値特許の件数は 166 万 5000 件に上り、国内の有効特許全体の 41.5%を占めている。割合は前年より 1.1 ポイント増加し、高価値特許の保有率が引き続き上昇している。

(出典：中国政府網 2024 年 10 月 25 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202410/content_6982820.htm

○ その他知財関連

★★★1.8 カ国の中国駐在知的財産担当官が浙江省を訪問 知財保護で交流★★★

10 月 28 日から 30 日まで、中国国家知識産権局（CNIPA）の主催により、オーストリア、フランス、日本、イギリス、オランダ、ポーランド、米国、デンマークの 8 カ国の在中國公館・機構の知的財産担当官が浙江省を訪問し、知的財産権保護について交流を行った。また、参加者は、伝統文化博物館や地理的表示製品の産地、ライブコマース企業などを視察し、中国の地方における知的財産権保護の実践と成果を間近で体験した。

CNIPA が外国の知的財産担当官を地方での交流に招くのは、今回が初めてである。10 月 28 日開催されたラウンドテーブルの席上で、同局の盧副局長は、浙江を実地訪問することで、中国の知的財産権の発展状況に対する理解をさらに深めてもらい、今後の互惠・協力で新たなチャンスを創出したいと述べた。

訪問期間中、各国の知的財産担当官は企業や行政裁決機関などを訪れ、電子商取引分野の知財保護や商標の不正登録、侵害行為への処罰強化といったテーマについて関係者と意見交換を行った。日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所知的財産権部の鹿児島副部長は、政府と企業が連携して提供する全方位かつ高効率な知財保護サービスを評価し、日本企業に浙江省の成功事例を紹介し、中国側との知財交流・協力を引き続き推進したいと述べた。

(出典：浙江省政府公式サイト 2024 年 10 月 31 日)

https://www.zj.gov.cn/art/2024/10/31/art_1229823372_60245358.html

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro. go. jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZA

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved